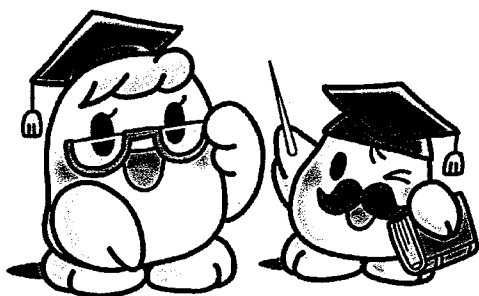


2019年度全道・広域使途計画 『地域福祉推進事業』助成金申請ガイド



社会福祉法人
北海道共同募金会

目次

はじめに～申請事業の計画立案にあたって～	・ ・ ・ 1	ページ
助成の対象となる団体	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
助成の対象となる事業	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
1.地域福祉推進を目的とした総合支援事業	・ ・ ・	2 ページ
(1)地域福祉推進を目的とした総合支援事業	・ ・	2 ページ
(2)地域ボランティア活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
2.地域障がい児者支援事業	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
3.地域児童・青少年健全育成支援事業	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
(1)児童・生徒ボランティア活動普及事業	・ ・ ・	4 ページ
4.住民全般を対象とした地域福祉推進事業	・ ・ ・	4 ページ
(1)住民行事用テント設置事業	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
(2)民間福祉事業啓発・啓蒙事業	・ ・ ・ ・ ・	5 ページ
助成対象外となる事業・費用	・ ・ ・ ・	6 ページ
車両整備事業についての留意事項	・ ・ ・	6 ページ
2019年度共同募金指定車両一覧	・ ・	8 ページ
申請情報の取扱いについて	・ ・ ・ ・	13 ページ
申請書を送付する前に	・ ・ ・ ・ ・	13 ページ

はじめに

～申請事業の計画立案にあたって～

申請事業計画に変更の生じることのないよう、充分に内容をご検討ください

- (1) 他の助成団体等にも並行して同じ事業を申請する場合は必ずお知らせ下さい。
- (2) 下記に該当する場合、助成決定後であっても助成決定の取り消しや助成金の返還を求める場合があります。
 - ①助成決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき
 - ②事業内容にあたって不正行為があったとき
 - ③助成を受けるものが著しく社会的信用を失する行為をしたとき
 - ④事業を実施できなかった場合
- (3) 助成決定後にやむを得ず変更が生じた場合は、必ず事前に地元の共同募金委員会に連絡のうえ、本会の指示を受けていただくこととなります。
 - ①必要に応じて書類による変更手続きのうえ再度申請内容を審査いたしますが、この場合認められる変更は、変更にやむを得ない理由があることを前提としますので、特にそういった理由なく、決定を受けた内容どおりに履行しない、または一部のみ実施する、ということは不可です。その場合は助成金の全額を返還いただくこととなります。
 - ②あくまで申請のあった事業内容に対して審査のうえ決定をしておりますので、決定後に違う事業内容に変更することも不可です。当初の事業内容が必要なくなつたと判断し、これも助成金の全額を返還いただくこととなります。
 - ③事業計画の変更には、資金計画の変更も含みますが、変更が認められる場合でも、事業費が当初予算額から一定割合以上減額になった場合は、本会において助成決定額を再計算し、当初の決定額との差額を返還いただくこととなります。
 - ④事業費が当初予算を上回った場合については助成金を据え置きとし、追加の負担は事業執行者側で補っていただきます。

審査について

道民を代表する様々な分野からなる審議機関により、厳正に申請内容を調査・検討し、助成先を決定します。助成要望計画の内容について特に必要と認める場合は、追加の資料請求、若しくは実地調査を行います。

助成対象事業の決定時期

2019年4月頃、申請者の所在地にある共同募金委員会より、文書をもって採否のお知らせを致します。それ以前の採否のお問い合わせにはお答えできません。

助成対象事業の実施期間

助成決定後すみやかに事業に着手し、2020年3月末までに完了してください

助成事業完了後の報告・情報公開

助成事業完了後はすみやかに資金使途内容、事業の効果・実績に関する報告書(指定様式)をご提出いただきます。(遅くとも2020年6月末までに)

共同募金「地域福祉推進事業」助成概要

－ 2019年度実施事業分－

◆助成の対象となる団体

各助成メニューごとにそれぞれ定めているが、原則として運営主体が明らかで一般に民間による福祉活動と理解されるものであり、下記三原則を満たすもの。

三 原 則	非営利	組織構成員に対して利益を分配しない等、営利を目的としていないもの。また、無差別平等の取り扱いを行うもの。
	独 立	政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われず、取り扱いの対象が関係者に限定されないもの。
	公 開	組織構成員、活動の目的、事業実施にあたっての資金調達の方法等の情報開示、公開を行い、地域住民から信頼されているもの。

◆助成の対象となる事業

原則として地域住民から広く支持され、民間福祉活動として理解される事業で、共同募金配分を受けなければ実施が不可能なものとする。具体的には下記のとおり。

1.地域福祉推進を目的とした総合支援事業

(1)地域福祉推進を目的とした総合支援事業

■対象者

民間の福祉団体（社会福祉協議会含む）等

■対象事業

①	地域福祉推進を目的とした社会福祉協議会等が実施する先進的・開拓的な事業
「先進的・開拓的な事業」の考え方については特に限定しないが、全道的視野から、地域使途（Ｂ）計画助成との機能分担を念頭におき、通常地域使途（Ｂ）計画助成事業に例を見ることのできるようなものについては対象としない。	
②	移送サービス用福祉車両、貨物運搬用車両、人員運搬用車両等、車両整備事業
福祉車両等の車両整備事業など	
③	地域福祉活動推進に係る機器等の整備事業
「機器」の申請については、受益者にサービス等を提供するために必要とされ、広く住民やボランティアを対象とした講習などで活用されることを目的とする場合に限るものとし、その範囲において、緊急時の救急救命を目的とする機器や、災害弱者にあたる高齢者や障がい者の身体機能を仮想体験する教材の購入に関する事業も対象。	

④	地域福祉活動推進を図るための市区町村社会福祉協議会の活動強化、支援事業
「地域福祉活動推進を図るための市区町村社会福祉協議会の活動強化、支援事業」については、複数市区町村にまたがる広域的事業。	
⑤	地域福祉推進に向けた住民による課題の共有やネットワーク創出、あるいは「相互の関わり」づくりの醸成を目的とした調査・研修・集い・交流事業などで新規に取り組まれるもの
防犯・教育文化・まちづくり等、また特に防災や、孤立しがちな、家族・介護者（高齢者、障がい児者、子育て、難病患者など）への支援に関連して、地域住民の福祉に共通の課題と考えられるもののうち、原則的に新規に取り組まれるもの。また、特に社協をはじめとする各種団体等との協働により横断的にそれらの取り組みを進めるもの。	

■助成額・助成率

- ・申請事業の内容、申請者の運営資金の状況を勘案し、原則的に総事業費の 3/4 以内で決定する。
- ・原則として単年度限りの助成とするが、継続して助成を要請する事業については、申請事業の内容、効果実績等を勘案し再度の助成を検討する。
- ・パソコン及び周辺機器等の整備に関しては、積極的には取り上げないが、対象とする場合には必要最低限の機能をもった、より廉価な機種の市場価格を参考に助成額・率を決定する。

※「地域福祉推進事業」助成メニューでは福祉施設の整備事業については対象となりません。別に案内の「施設活動支援事業」助成メニューをご覧ください。

(2)地域ボランティア活動推進事業

■対象者

市区町村社会福祉協議会及び民間福祉団体・民間福祉施設

■対象事業

- ①地域住民を広く対象とし（青少年から中高年まで）地域におけるボランティア活動の振興・普及を目的としたボランティアスクール・懇談会・ワークキャンプ等
- ②ボランティアセンター機能強化（センター機能強化・ボランティアコーディネーター育成・研修等）事業
- ③ボランティアの育成・研修で活用される教材の購入

■助成額・助成率

事業費の 3/4 以内とし、助成金額は 100,000 円以内。

ただし、人口 10 万人以上の都市については、上限 200,000 円の範囲で、10 万人を超える部分の、人口 1 万人に対して 10,000 円を加算する。また、市区町村等にまたがり広域的に事業を実施するような特別な場合に限り 600,000 円以内を限度に決定する。

基本的に一市町村につき一事業のみを対象とするが、複数の申請事業がある場合には地元の共同募金委員会で優先順位を付すものとする。

2. 地域障がい児者支援事業

■対象者

社会福祉協議会のほか、障がい児の早期療育、青少年の健全育成を推進する民間活動団体

■対象事業

①障がい児の早期療育や健全育成を目的とした支援事業

（広域的に実施される障がい児療育に関する相談・支援活動等）

②地域における障がい児等児童福祉推進に寄与する様々な支援活動・相談、基盤整備事業（障がい児学童保育活動や子育て支援、児童虐待等に関する相談支援活動など）

■助成額・助成率

事業費の 3/4 以内とし、原則的に助成金額は 100,000 円以内、ただし広域的に事業を実施の場合は 500,000 円以内の金額で決定

3. 地域児童・青少年健全育成支援事業

（1）児童・生徒ボランティア活動普及事業

■対象者

北海道社会福祉協議会・札幌市社会福祉協議会が指定する市区町村社会福祉協議会

■対象事業

①学童生徒ボランティア指定協力校事業、児童・生徒にボランティア活動を広めていく機会としてモデル校を指定し、様々な実践的活動を通して地域の中でボランティア活動を学ぶことを目的とした事業。

ボランティア活動体験の一環として、共同募金活動にも取り組むことを必須とし、地元の共同募金委員会・社会福祉協議会との間で双方向の関係づくりを求める。

（例：学内での募金活動の実施、共同募金のしくみを学ぶ、地元の共同募金委員会が実施する募金活動への参加・協力、街頭募金ボランティアへの参加、広報誌・チラシ・看板等PR物への企画作成への参加、イベントへの参加など）

■助成額・助成率

（1）短期（1年）～30,000円 （2）中期（1年）～100,000円

（指定する学校・指定地域の規模等を勘案し決定）

※申請書については、北海道社会福祉協議会へ提出してください。

4. 住民全般を対象とした地域福祉推進事業

（1）住民行事用テント設置事業

■対象者 社会福祉協議会等を原則とする

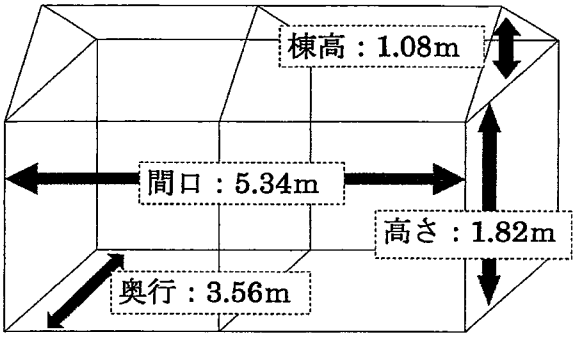
■対象事業 地域住民が福祉活動等に使用する行事用テント設置事業

■助成額・助成率

助成率は総事業費（本会の指定製品）の 1/2。

助成張数は申請締め切り後の要望総数を勘案のうえ、市町村の人口規模や地域性等を考慮して市町村単位での限度数を決定する。

■行事用テント価格・仕様

行事用テント 1張		総事業費	助成額
		228,960 円	114,480 円
生 地	テロン 100% 天幕重量:24kg 色 合 : ブルー	【寸法】 	
支 柱	鋼製 直径31.8mm パイプ使用 電気メッキ仕上げ 重量:76kg		
員 数 (鉄骨数)	支柱6本、合掌6本、桁7本、棟1本		
張り網	4本		
横 幕	3方囲い／1方囲い 横幕重量:24kg		
その他	屋根幕 : 指定文字マーク入り		

※屋根幕には申請者の希望する名入れが可能です。すべてのテントで本会指定のロゴマークがあらかじめ施されています。

■行事用テント部品の更新について

現在使用している赤い羽根共同募金行事用テントの下記部品の更新も可とします。

ただし、テントの型式によってはサイズが合わない場合がございますので寸法等ご確認上申請して下さい。

部 品 名	総事業費	助成額
屋根幕（天幕）1 張	86,940 円	43,470 円
横幕（3 方幕）1 張	56,700 円	28,350 円
横幕（前幕）1 張	15,120 円	7,560 円
鉄骨フレーム 1 張	70,200 円	35,100 円

（２）民間福祉事業啓発・啓蒙事業

■対象者 民間福祉活動を実施する団体、施設、また住民参加による活動団体
(実行委員会組織可)

■対象事業

- ①民間福祉事業の必要性・共募運動の趣旨・理念の振興普及のために実施される啓蒙活動を含めた実践活動で、スポーツ・レクリエーション・アウトドア活動や文化活動等、広域的（全道的規模）に開催される大会・研修会など。
- ②地域福祉推進に係る啓発・啓蒙事業（バリアフリー、交通アクセス等まちづくり推進に係る各種事業）

■助成額

助成金額は申請事業の内容、他の同種活動実施団体などの活動状況を勘案してそれぞれ決定する。

原則として単年度限りの助成とするが、継続して助成を要請する事業については、申請事業の内容、助成事業の効果実績等を勘案し弾力的に対応する。

◆助成対象外となる事業・費用

下記項目に該当する事業及び費用は、助成の対象外となります。

《助成の対象とならない事業》

- ① 助成決定前に着手、または完了されている事業
- ② 行政で措置すべきと判断される事業（国または地方公共団体の所有する施設またはこれに準じた施設、団体の運営・整備事業、若しくはその補完的な事業）
- ③ 行政の補助等を受け実施される事業（国または地方公共団体の補助金等により実施される事業またはその補完的な内容の事業、委託・受託事業を含む）
- ④ 土地取得費および造成、外構整備事業、車庫設置事業
- ⑤ 運営上著しく欠陥が認められる団体の実施する事業
- ⑥ 保有資金（繰越金・積立金等）で実施できると判断される事業
- ⑦ 民間補助団体等（JKA、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団その他これらに類似する助成財団等）の補助、助成による事業、又はこれらの自己資金
- ⑧ 特定財源で実施されるべきと考えられる事業
- ⑨ 自助努力で整備がはかられるべき基幹的な事業
- ⑩ 適切な運営がなされていない団体、施設等が実施する事業
- ⑪ 介護保険報酬該当事業または、介護保険適用と判断される事業

《助成の対象として認めない費用》

助成による活動を実施する上で、社会通念上理解が得られる範囲で必要最低限の額以上の、飲食費や人的経費、高額な謝礼や交通費等

◆車両整備事業についての留意事項

- (1) 車両は本会の設定した指定車両（8～12ページ参照）によって申請を受け付けますので見積書を添付する必要はありません。ただし、助成決定後の指定業者との契約、追加装備、納車の打ち合わせ、支払いについては各自で行っていただきます。
- (2) 指定車両一覧（8～12ページ参照）から、使用目的等勘案のうえ希望車種を選び『助成事業明細書（申請書）』の事業名の欄は別添記入マニュアルにならうご記入下さい。
なお、一覧中、各車両の総事業費には下記の表のうち①②の合計額に相当する金額を記載しておりますので、その額を『助成事業明細書（申請書）』の『事業費計』の欄に記入し、『共同募金助成金充当額』の欄には指定車両一覧に記載された申請額の範囲内での金額を記入して下さい。③、④については別途に自己資金を用意していただく事になります。特に③については各種の税金も含まれますので税制の変化によって金額も変動しますので、あくまで現時点での参考価格として押さえていただき、多少自己資金を多く見込んでおいて下さい。

① 車両本体価格＋左記消費税	助 成 対 象 (①＋②＝総事業費)
② 最低限必要な付属品(冬用タイヤ等)＋左記消費税	
③ 別途諸費用(税金、納車費用等)＋左記消費税	助成対象外 (別途自己資金をご用意ください)
④ 追加・特別装備(ナビゲーション等)＋左記消費税	

(3)指定車種にはご希望の名入れを施すことができますが(車両価格に含まれています)、あらかじめ指定のカラーリングが施されています。(ボディカラーは一部車両を除き白、指定のカラーリングは赤となっています)

(4)『助成事業明細書(申請書)』には必ず別紙の「様式2-①車両購入;調査票」を添付して下さい。調査票中の“車両の具体的活用計画”ではできるだけ多くの情報を盛り込むようにして下さい。

また、自己資金の調達方法について必ず記入するようにし、申請段階で自己資金を確保し、資金計画が確実なものであることを明記して下さい。

※ヘルパー専用車など、介護保険事業にのみ特定された車両の申請はご遠慮ください。

(5)助成決定となった場合は、まず、自己負担相当額を業者に支払いいただき、入金を確認された後、助成金を交付することを検討しておりますので、あらかじめお含みおき下さい。

【納車までの流れ <参考>】



※災害等諸々の影響により納車時期は遅延となる場合がございます。

【納車後の車両管理・運用・廃車】

(1)管理・運用について

- ・道路交通法を遵守し、安全な運転を行ってください。
- ・車両運用にあたって、運用団体の名称変更や、事故等の要因により車両の一部あるいは全部が損なわれ回復が見込めない場合など、何らかの変更や問題が生じた場合は必ず報告していただきます。

(2)廃車について

助成車両を廃車する場合は、「車両処分届出書・証明書」の提出が必要となります。

廃車手続きを行う前に必ずご連絡下さい。

なお、廃車に伴う一切の費用は所有者の負担となります。

※助成車両の無断譲渡・売却はできません。

2019年度共同募金指定車両一覧

◆「総事業費」に含まれるのは、「車両本体価格(税込)」と「付属品金額(税込)」のみで、「別途諸費用」はすべて申請者の自己負担となります。なお、別途諸費用はあくまで参考価格であり、税制の変化などによって価格も変動しますので、自己負担は多少多めに見込んで下さい。

◆付属品にはスタッドレスタイヤ、スノーブレード、看板文字名入れ代金等が含まれます。

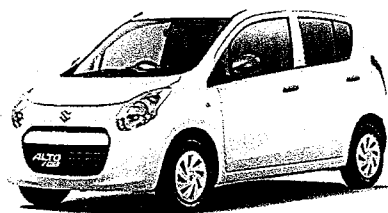
◆看板文字については申請者の希望する名入れが可能です。が、車両には本会指定のロゴやカラーリングが施される予定です。※別紙参照(下記の車両写真はあくまでもイメージです)

◆申請書に記載していただく共同募金助成金の金額は、下記の車種ごとに設定した申請額の範囲内となります。(申請額と総事業費の差額プラス別途諸費用が申請者の負担額となりますが、諸条件を勘案し助成額を決定しますので、申請額より減額となる場合がございます。)

A.乗用車(6種)

A-1 アルトセダンエコ

(イメージ)



乗車定員

4名

- ・グレード：L
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：CVT

- ガソリン/排気量:658L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオ・CDプレイヤー標準装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥885,600	¥664,000	¥97,770

A-2 マーチ

(イメージ)



乗車定員

5名

- ・グレード：XFOUR
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：AT

- ガソリン/排気量:1,198L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS標準装備、ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,270,000	¥952,000	¥183,390

A-3 カローラフィールダー

(イメージ)



乗車定員

5名

- ・グレード：X
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：CVT

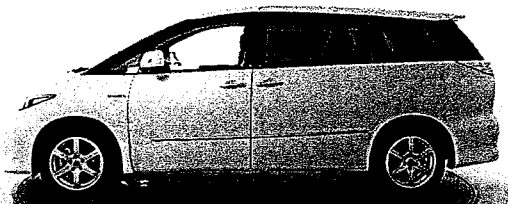
- ガソリン/排気量:1,500L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS標準装備・ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,861,435	¥1,406,000	¥194,823

A-4 エスティマハイブリッド



(イメージ)



乗車定員

8名

- ・グレード:
- ・駆動方式: 4WD
- ・ミッション: CVT

- ガソリン/排気量: 2,400L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備/ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥4,329,751	¥2,164,000	¥238,683

A-4 セレナ



(イメージ)



乗車定員

8名

- ・グレード: B
- ・駆動方式: 4WD
- ・ミッション: AT

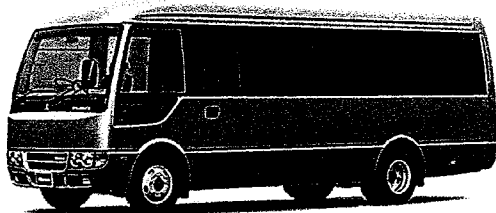
- ガソリン/排気量: 1,997L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備・ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,206,000	¥1,654,000	¥189,430

A-5 ローザ



(イメージ)



乗車定員

29名

- ・グレード: SN
- ・駆動方式: 2WD
- ・ミッション: MT

- ディーゼル/排気量: 2,998L
- エアコン・ABS・ラジオ標準装備/運転席助手席エアバッグ装備なし

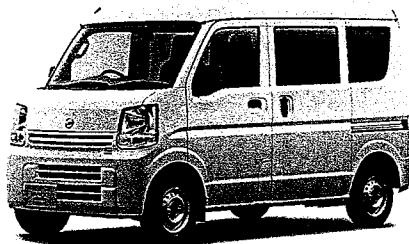
総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥6,253,200	¥3,126,000	¥197,850

B.貨物車 (4種)

B-1 NV100 クリッパーバン



(イメージ)



乗車定員

2/4名

- ・グレード: DX
- ・駆動方式: 4WD
- ・ミッション: AT

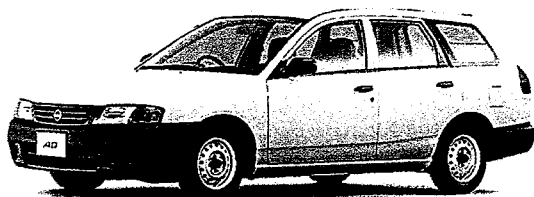
- ガソリン/排気量: 660L
- 5ドア/エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオ標準装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥966,600	¥724,000	¥64,200

B-3 ADバン



(イメージ)



乗車定員

2/5名

- ・グレード：DX
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：AT

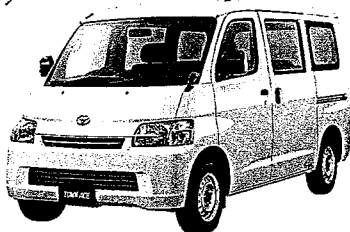
- ガソリン／排気量：1,600L
- 5ドア／エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオ標準装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,306,800	¥980,000	¥140,390

B-4 タウンエースバン



(イメージ)



乗車定員

5名

- ・グレード：DX
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：AT

- ガソリン／排気量：1,500L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS標準装備、ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,839,510	¥1,379,000	¥143,743

B-5 デュトロ



(イメージ)

乗車定員

3名

- ・グレード：2t高床S標準Cスタンダード
- ・駆動方式：2WD
- ・ミッション：MT

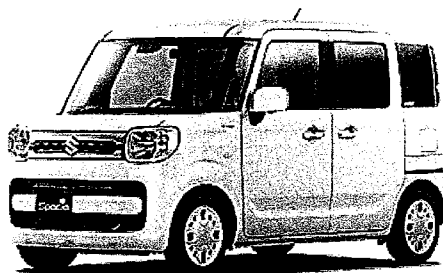
- ディーゼル／排気量：4,009L
- エアコン・運転席エアバッグ・ABS・ラジオ標準装備、助手席エアバッグ装備なし

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,970,000	¥2,227,000	¥151,340

C.福祉車（5種）

C-1 スペースア車いす移動車

(イメージ)



乗車定員

4名

(5人座1名)

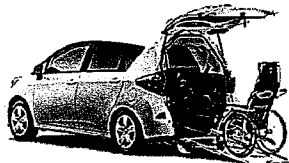
- ・グレード：HYBRID
- ・駆動方式：2WD
- ・ミッション：CVT

- ガソリン／排気量：658L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS標準装備、ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥1,585,000	¥1,188,000	¥119,250

C-2 シエンタ

(イメージ)



スロープ付

乗車定員

5名

(うち車いす1名)

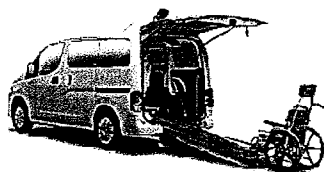
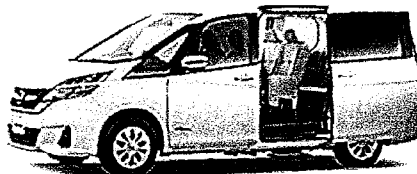
- ・グレード：車いす仕様車
- ・駆動方式：2WD
- ・ミッション：CVT
- ・スロープ付

- ガソリン／排気量：1,500L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備済

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,154,000	¥1,615,000	¥124,800

C-4 NV200 パネットチェアキャブ

(イメージ)



スロープ付

乗車定員

6名

(うち車いす1名)

- ・グレード：スロープタイプ
- ・駆動方式：2WD
- ・ミッション：AT
- ・スロープ付

- ガソリン／排気量：1,600L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオ標準装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,026,000	¥1,519,000	¥63,500

C-4 セレナチェアキャブ

(イメージ)



乗車定員

6名

(うち車いす1名)

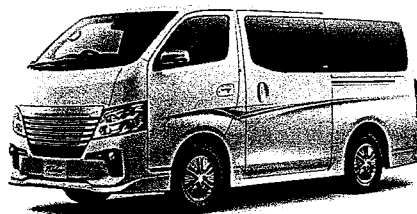
- ・グレード：Bリフタータイプ
- ・駆動方式：4WD
- ・ミッション：AT
- ・リフト付

- ガソリン／排気量：1,997L
- エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS 標準装備、ラジオオプション装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥2,700,000	¥2,025,000	¥77,410

C-4 キャラバンチェアキャブ

(イメージ)



リフト付

乗車定員

10名

(うち車いす2名)

・グレード：車いす2名仕様

・駆動方式：4WD

・ミッション：AT

・リフト付

●ディーゼル／排気量：2,500L

●エアコン・運転席助手席エアバッグ・ABS・ラジオ標準装備

総事業費	申請額	別途諸費用 (参考価格)
¥3,848,000	¥2,886,000	¥75,930

※ 上記車両画像はあくまでもイメージですのでご了承下さい。

※ 車両には、本会指定のロゴやカラーリングを施す予定でいます。

ロゴやカラーリングについては、別紙をご参照ください。

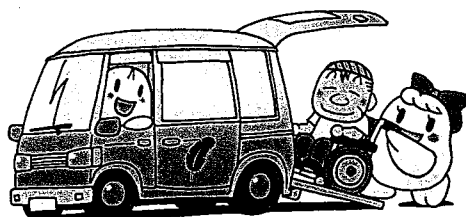
- 助成車両を運行するにあたって -

近年、共同募金の助成車両の運行において、運転のモラルに関するご意見が多数寄せられています。

助成車両を運転する際には、北海道民の皆様からの善意である「赤い羽根募金」による車両であることを念頭におき、道路交通法を遵守し、安全な運転に心がけて下さい。

また、車両運用にあたっては、団体の名称変更や、事故等の要因により車両の一部あるいは全部が損なわれ回復が見込めない場合など、何らかの変更や問題が生じた場合は必ず本会までご報告していただきますようお願い致します。

なお、事故等につきましては、運用団体の責任において処理することとし、本会では一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承下さい。



◆申請情報の取扱いについて

(1) 個人情報について

本会では申請手続きの過程で取得した個人情報を適正に管理し、助成審査に係る連絡調整業務等に使用します。なお、車両整備事業については、納車手続きなどのため本会指定業者に当該申請者の担当者連絡先などの情報を提供します。

(2) 助成決定事業に関する住民への情報提供について

共同募金会では、個別の助成事業の詳細情報を全国統一のデータベースに集約し、住民への情報提供の一環として、インターネットを通じて誰もが情報にアクセスできるシステムを運用しています。

(赤い羽根データベース「はねっと」ホームページ: <http://hanett.akaihane.or.jp/>)

データベースに蓄積される情報は基本的にいただいた申請書の内容に基づきますがシステムの改善に伴い申請書中の選択項目の枠組みに変更があった場合は、状況に応じて本会で適切な項目に読み替えたうえデータ入力をいたしますので、申請手続きをとるにあたってはこの点をあらかじめお含みおき下さい。

◆申請書を送付する前に

提出書類・添付書類はすべてそろっていますか？

(1) 各種事業実施の場合

- ①様式2『平成30年度全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』
 - ②当該事業に係る実施要領(事業計画)
 - ③当該事業に係る収支計画表(予算書)
 - ⑥定款・規定・会則 ※社協省略可
 - ⑦申請法人・団体の2019年度の事業計画・予算書(または前年度のものでも可)
 - ⑧申請法人・団体の平成29年度の事業報告・決算書
- ※ただし⑦、⑧は、社協からの申請の場合のみ、各種報告書類等の添付書類にて既に本会へ提出済みの際は省略可とします。

(2) 機器・備品整備場合

- ①様式2『平成30年度全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』
 - ②実施要領(活用計画)
 - ③収支計画表(予算書)
 - ④購入する機器・備品のカタログ(コピーでも可)
 - ⑤購入する機器・備品の見積書
 - ⑥機器・備品等を設置する予定場所(箇所)の写真(プリンター印刷でも可)
 - ⑦定款・規定・会則 ※社協省略可
 - ⑧申請法人・団体の2019年度の事業計画・予算書(または前年度のものでも可)
 - ⑨申請法人・団体の平成29年度の事業報告・決算書
- ※ただし⑧、⑨は、社協からの申請の場合のみ、各種報告書類等の添付書類にて既に本会

へ提出済みの際は省略可とします。

(3)車両購入の場合

①様式2『平成30年度全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』

②様式2-1『車両購入調査票』

③定款・規定・会則 ※社協省略可

④申請法人・団体の2019年度の事業計画・予算書(または前年度のものでも可)

⑤申請法人・団体の平成29年度の事業報告・決算書

※ただし④、⑤は、社協からの申請の場合のみ、各種報告書類等の添付書類にて既に本会へ提出済みの際は省略可とします。

※本会指定車両の購入となりますので見積書・カタログの添付は必要ありません。

(4)児童・生徒ボランティア活動普及事業の場合

①様式2『平成30年度全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』

⇒新規指定分については指定が決定した後に改めて提出いただきます。

②北海道社会福祉協議会・札幌市社会福祉協議会への指定校推薦に必要な様式等

※②で求められる必要書類等は、道社協及び札幌市社協へ直接送付のこと

(5)住民行事用テント設置事業の場合

①様式2『平成30年度全道広域共同募金助成事業明細書(申請書)』

②定款・規定・会則 ※社協省略可

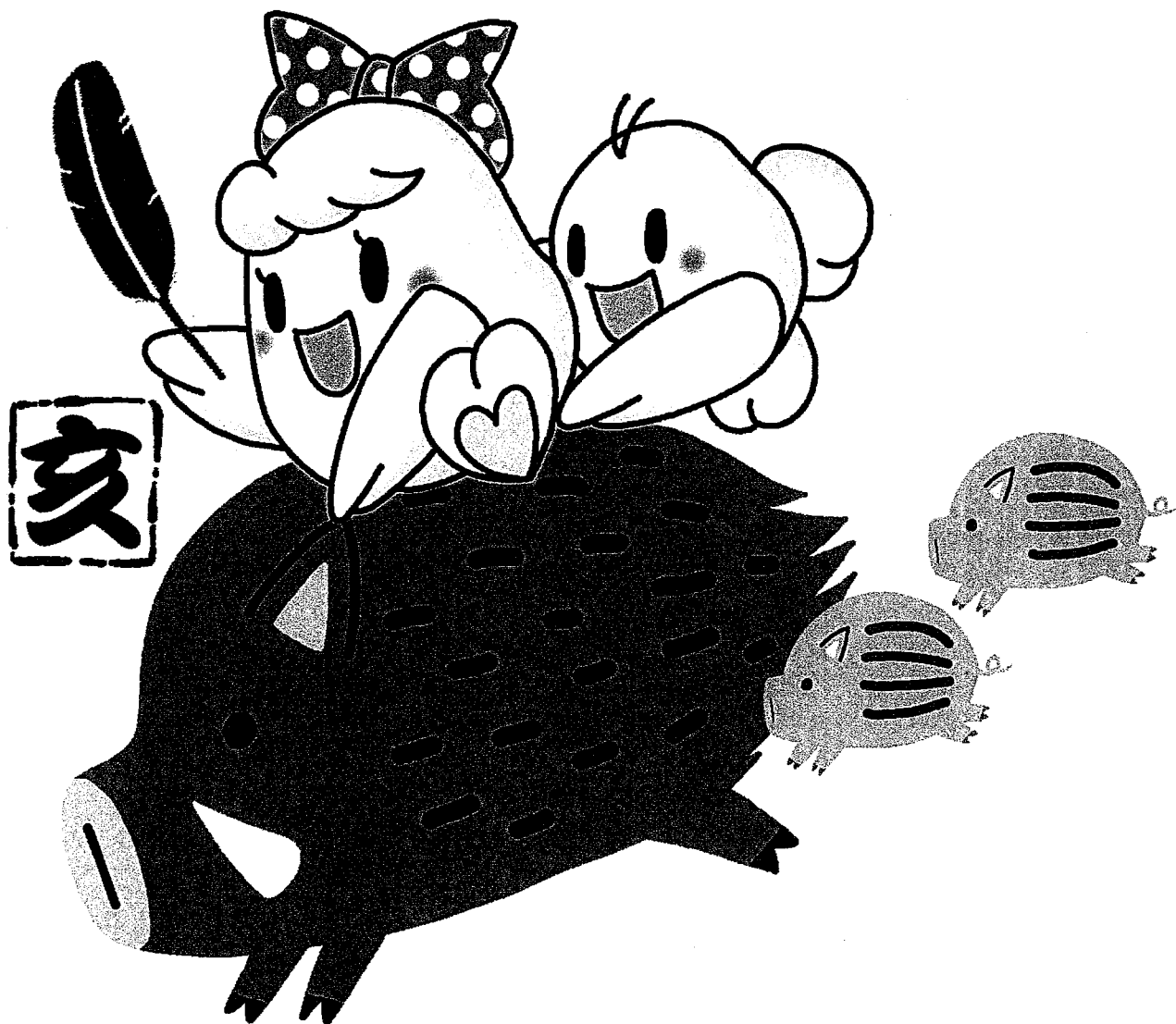
③申請法人・団体の2019年度の事業計画・予算書(または前年度のものでも可)

④申請法人・団体の平成29年度の事業報告・決算書

※ただし⑥、⑦は、社協からの申請の場合のみ、各種報告書類等の添付書類にて既に本会へ提出済みの際は省略可とします。

※本会指定テントの購入となりますので見積書・カタログの添付は必要ありません。





お問い合わせ先

社会福祉法人 北海道共同募金会

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL : 011-231-8000 FAX : 011-231-8003

H P : <http://www.akaihane-hokkaido.jp>